

東北森林管理局における特定建設工事共同企業体の当面の取扱いについて

東北森林管理局では、国有林野事業における治山工事について、青森県下北地方及び三八上北地方の被災地における災害復旧工事のための特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」）を活用するための、取扱い及び東北森林管理局への入札参加資格の申請について、次のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

1. 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧工事の円滑な施工を確保するため、被災地域（※1）の建設企業が被災地域外の建設企業（※2）と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体とします。

※1 「被災地域」は青森県下北地方及び三八上北地方

※2 特定JVは、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所等の有無は問いません。

- ・この運用方針は、対象となる災害復旧工事終了までの措置とします。

2. 対象工事

青森県下北地方及び三八上北地方における東北森林管理局（森林管理署）が発注する災害復旧工事（難易度が高いものを除き、かつ、予定価格が6.9億円未満の工事に限る。）

なお、特定JVが競争参加できる工事については、当該入札公告において、「本工事は特定JVを活用する工事である。」旨、明示します。

3. 構成員の数

2ないし3社とします。

4. 構成員の組み合わせ

同程度の施工能力を有する者の組み合わせとし、被災地域の建設企業1社以上を含むものとします。

- ・ 「同程度の施工能力を有する者」とは、東北森林管理局管内の青森県、岩手県、秋田県に建設業法に基づく本店又は支店（営業所含む）が所在し、東北森林管理局における土木一式工事に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格の認定の際の等級区分が、被災地域の企業の等級区分と同一の等級又は直近2等級までに格付けされた有資格業者とする。
- ・ 「被災地域の建設企業」とは、被災地域に建設業法に基づく本店又は支店（営業所含む）が所在すること。
- ・ すべての構成員が、治山関係事業におけるの工事（溪間工事、山腹工事、地すべり防止工事、海岸防災林の造成工事（森林整備は除く））の施工実績を有するとともに、発注工事に対応する施工実績を有した監理技術者又は主任技術者を配置できること。

5. 構成員の資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とします。

- 1) 登録部門に対応する許可業種につき営業年数が5年以上であること。
- 2) 登録部門について元請として一定の実績（※1）を有することを原則とします。
- 3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とします。

ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置し、他の構成員が配置する技術者は兼任で配置することを可能とします。（※2）

※1 「一定の実績」とは、東北森林管理局管内の青森県、岩手県、秋田県に建設業法に基づく本店又は支店（営業所を含む）が所在し、東北森林管理局（森林管理署）発注の土木一式工事（治山工事）について、平成19年4月1日以降の元請けとしての施工実績とします。

なお、個別工事における競争参加資格に求める具体的な施工実績については、入札公告によります。

※2 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとします。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとします。

6. 結成方法

自主結成とします。

7. 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとします。

なお、特定JVを結成して入札に参加する場合は、森林管理局における土木一式工事に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受ける必要があります。

申請方法については、東北森林管理局総務企画部経理課に連絡して下さい。

- ・ 一の企業と特定JVとの同時登録は可とします。
- ・ 同一の企業が単体、特定JVのいずれかの形態をもって、入札に同時に参加することは認めません。

8. 出資比率制限

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとします。（※）

- ※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとします。
- 2社の場合 30パーセント以上
 - 3社の場合 20パーセント以上

9. 代表者

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があることから、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

10. 協定書

甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常JVのものを準用することとします。

11. 申請書の作成及び提出方法等

「競争参加者の資格に関する公示」
(平成28年10月31日付け林野庁長官通知)及び東北森林管理局ホームページ「令和3・4年度一般競争(指名競争)資格審査申請 http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukoku_kyoku/keiri/kyousousankasikaku.html」の令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類作成要領を参考に作成及び提出して下さい。
なお、申請書作成に当たっては、同作成要領中、「共同企業体」を特定JV」と読み替えて作成して下さい。

12. その他

競争参加資格申請から認定までには、審査に時間を要することから早めの申請をお願いします。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者についても、開札時まで認定を受けることで技術提案書等の提出することができます。(入札公告の「競争参加資格の確認」の項目を参照)

問合せ先
東北森林管理局総務企画部経理課
担当：支出係 (TEL：018-836-2186)
計画保全部治山課
担当：治山技術専門官 (TEL：018-836-2259)